

平成29年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県北振興局

平成30年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	県北振興局	農林部 土地改良課	H29.5.24	針陽地区積算参考資料作成業務委託	2,289,600	長崎市大黒町9番17号 長崎県土地改良事業団体連 合会 会長 宮本 正則	・当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する国が開発した積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 ・このため、建設業者から資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富で、積算システムを県と共同運用している長崎県土地改良事業団体連合会を契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号
2	県北振興局	農林部 土地改良課	H29.7.31	針陽地区積算参考資料作成業務委託 (その2)	2,808,000	長崎市大黒町9番17号 長崎県土地改良事業団体連 合会 会長 宮本 正則	・当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する国が開発した積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 ・このため、建設業者から資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富で、積算システムを県と共同運用している長崎県土地改良事業団体連合会を契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号
3	県北振興局	農林部 土地改良課	H29.9.26	大島地区ため池整備補助監督業務委託	1,836,000	長崎市大黒町9番17号 長崎県土地改良事業団体連 合会 会長 宮本 正則	・土地改良事業団体連合会(以下「土改連」という。)は、21市町及び97土地改良区等を会員とする公益法人である。 ・当業務は、農業農村整備事業における工事を実施するため、「公共工事の品質確保の促進に関する法律(以下「品確法」という。)」に基づき予定価格算出のための積算参考資料を作成するものである。国及び九州各県で構成する「九州地方協議会」において、適正な発注関係事務を適切かつ公正に行うため、品確法の規定に基づき、法令の遵守及び高度な守秘義務、また農業農村整備の特性及び関係基準等に精通していることなどを要件として「農業農村整備事業発注者支援機関認定制度」を定め、本県では唯一土改連が認定された団体である。このことから、土改連を契約の相手方として特定した。 (平成29年5月19日 29農整第139号通知)	第167条の2 第1項第2号
4	県北振興局	農林部 土地改良課	H29.10.2	県北地区ため池事業積算参考資料作成 業務委託	4,428,000	長崎市大黒町9番17号 長崎県土地改良事業団体連 合会 会長 宮本 正則	・当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する国が開発した積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 ・このため、建設業者から資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富で、積算システムを県と共同運用している長崎県土地改良事業団体連合会を契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号
5	県北振興局	農林部 用地管理課	H29.7.7	向月地区 換地計画(処分)事務委託	5,173,200	平戸市野子町2734番地8 向月土地改良区 理事長 藤澤 清	土地改良区は工事をする区域の地元農業者が土地改良法に基づき設立した法人で、地元の状況に最も詳しく、また、換地事務を受託できる一番信頼できる法人で、「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の事務の委託に関する要綱(平成15年8月8日)」に基づき委託する。	第167条の2 第1項第2号

平成29年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県北振興局

平成30年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
6	県北振興局	建設部 建設管理課	H30.3.30	彼杵港港湾環境施設管理業務委託	2,450,000	東彼杵郡東彼杵町蔵本郷 1850-6 東彼杵町長 渡邊 悟	港湾緑地等については、その管理を市町が行うことを前提として整備しており、基本的には市町の責任において管理されるべきものであるが、各港湾緑地のより適正な管理を推進するため、「港湾緑地の管理委託について」(平成9年7月10日付9港第81号)通知により、県が東彼杵町の管理経費と同等額を管理委託料として負担するものである。	第167条の2 第1項第2号
7	県北振興局	建設部 建設管理課	H30.3.30	小値賀漁港及び斑漁港海岸環境整備施設管理業務委託	1,247,200	北松浦郡小値賀町笛吹郷 2376-1 小値賀町長 西 浩三	港湾緑地等については、その管理を市町が行うことを前提として整備しており、基本的には市町の責任において管理されるべきものであるが、各港湾緑地のより適正な管理を推進するため、「港湾緑地の管理委託について」(平成9年7月10日付9港第82号)通知により、県が小値賀町の管理経費と同等額を管理委託料として負担するものである。	第167条の2 第1項第2号
8	県北振興局	建設部 用地第一課	H29.4.13	用地取得事務委託(一般国道202号交通安全施設等整備工事)	5,386,000	長崎市元船町17-1 長崎県土地開発公社 理事長 岩崎直紀	用地取得業務は法律事務の周旋に該当し、弁護士法の規制により、民間業者に委託することは適当ではなく、契約の相手方が限定される。県土地開発公社は、公共用地取得を行う専門機関として県の全額出資により設立された「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づく特別法人で、同法により用地取得に係るあっせん業務が認められており、又、損失補償基準、用地交渉等に精通しているため、安定した業務遂行が期待できる。	第167条の2 第1項第2号
9	県北振興局	建設部 道路建設第一課	H29.5.1	県北振興局道路建設第一課積算技術業務委託	11,124,000	大村市池田2-1311-3 (公財)長崎県建設技術研究センター 理事長 宮崎 東一	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏洩防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当公益財団法人が、契約の相手方として特定されるため。	第167条の2 第1項第2号
10	県北振興局	建設部 道路建設第一課	H29.5.1	主要地方道佐々鹿町江迎線道路改良工事(監督補助業務委託)	18,360,000	大村市池田2-1311-3 (公財)長崎県建設技術研究センター 理事長 宮崎 東一	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当公益財団法人を、契約の相手方として特定するものである。	第167条の2 第1項第2号

平成29年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県北振興局

平成30年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
11	県北振興局	建設部 道路建設第一課	H30.3.30	主要地方道佐々鹿町江迎線道路改良工事(監督補助業務委託)	20,520,000	大村市池田2-1311-3 (公財)長崎県建設技術研究センター 理事長 宮崎 東一	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号
12	県北振興局	建設部 道路建設第二課	H29.4.3	一般県道鷹島線外8線道路改良工事(監督補助業務委託)	17,064,000	大村市池田2-1311-3 (公財)長崎県建設技術研究センター 理事長 宮崎 東一	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号
13	県北振興局	建設部 道路建設第二課	H29.6.13	県北振興局道路建設第一課積算技術業務委託	17,496,000	大村市池田2-1311-3 (公財)長崎県建設技術研究センター 理事長 宮崎 東一	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏洩防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当公益財団法人が、契約の相手方として特定されるため。	第167条の2 第1項第2号
14	県北振興局	建設部 道路建設第二課	H29.8.28	主)平戸田平線道路改良工事に伴う西九州たびら平戸口・西田平間51K876m架道橋新設工事	457,446,000	佐世保市白南風町1番10号 松浦鉄道㈱ 代表取締役 藤井隆	主要地方道平戸田平線(田平工区)は、松浦鉄道の地下を通過する立体交差の計画である。 交差部の構造、施工方法、費用負担については、道路法31条において『鉄道事業者と協議し、これを成立させなければならない』とある。これに基づく松浦鉄道と協議の結果、鉄道の運転、保安の確実な実行のため、鉄道事業者が工事することになったことから、今回、交差部の工事を委託するものである。	第167条の2 第1項第2号

平成29年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県北振興局

平成30年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
15	県北振興局	建設部 道路維持第一課	H29.5.1	主要地方道大島太田和線他橋梁補修工事(監督補助業務委託)	18,252,000	大村市池田2-1311-3 (公財)長崎県建設技術研究センター 理事長 宮崎 東一	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人を、契約の相手方として特定するものである。	第167条の2 第1項第2号
16	県北振興局	建設部 道路維持第一課	H29.5.15	一般県道俵ヶ浦日野線道路災害防除工事(応急対策)	9,849,600	佐世保市赤崎町483-11 株式会社 北松建設 代表取締役 岩永 史城	本業務は、平成29年5月12日の集中豪雨(最大24時間雨量80.5mm、時間雨量27mm【5/12午前10:50~11:50】)により、一般県道俵ヶ浦日野線の佐世保市赤崎町付近で午後1時頃道路路肩法面の崩壊により、車道中央線までその影響が出たため、全面通行止めとなった。 当現場付近は、1日当たり交通量が約6千台の幹線道路であり、かつ、バス路線となっているため早期復旧が必要であったことから、「大規模災害時における支援活動に関する協定」に基づき、(社)長崎県建設業協会佐世保支部に対し緊急作業の出勤要請を行い、協会員である左記業者が指定されたため、交通解放を行うための作業を依頼した。なお、左記業者は当該路線の緊急対応業者であり、当現場にも精通している。 以上から、建設業協会佐世保支部から指定を受けた左記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により随意契約を実施するものである。	第167条の2 第1項第5号
17	県北振興局	建設部 道路維持第一課	H29.6.1	一般県道俵ヶ浦日野線道路除草委託	1,613,606	佐世保市下船越町536-1 俵ヶ浦半島開発協議会 会長 尾崎 嘉弘	除草業務については、平成21年度第3回県議会において、コストを抑えた委託方法として地元自治会等の活用が要望され、「県管理国県道路敷における除草業務の地元自治会委託について(試行)」(平成22年6月22日付22道維第95号)通知により実施している。 一般県道俵ヶ浦日野線の下船越町から庵浦間についてはその間の自治会で構成される俵ヶ浦半島開発協議会があり、県が提示する委託条件を受入れる団体であることから、俵ヶ浦半島開発協議会と随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項第2号
18	県北振興局	建設部 道路維持第一課	H29.8.25	県北振興局管内橋梁点検業務委託	4,720,000	長崎市尾上町1-89 九州旅客鉄道株式会社 長崎鉄道事業部長 深田 康弘	県道と九州旅客鉄道が交差する県北管内の3跨線橋において、橋梁の点検を実施するため、「道路と鉄道との交差に関する協議等に係る要綱(H15.3.20国都街第155号、道政第74号、国鉄技第178号)」により九州旅客鉄道株式会社と下記協議をおこなっており、この協議に基づき随意契約を行うものである。 ・「佐世保線及び大村線における跨線橋の点検計画について(計画協議)」(平成28年12月1日)	第167条の2 第1項第2号

平成29年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県北振興局

平成30年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
19	県北振興局	建設部 道路維持第一課	H30.3.30	一般国道202号道路維持補修委託 (指方・小迎バイパス交通管理)	6,819,120	長崎市元船町17-1 長崎県道路公社 理事長 岩崎 直紀	指方バイパス及び小迎バイパスは接続する西海パールラインと一体的管理を行なうことが効果的・効率的なため、県は西海パールラインを管理する長崎県道路公社と下記協定を締結しており、この協定に基づき随意契約を行うものである。 ・「一般国道202号(指方バイパス)」の交通管理に係る管理協定書(平成23年5月16日) ・「一般国道206号(小迎バイパス)」の交通管理に係る管理協定書(平成25年3月18日)	第167条の2 第1項第2号
20	県北振興局	建設部 道路維持第二課	H29.4.3	一般県道小値賀循環線外2線道路維持 管理委託	3,875,040	北松浦郡小値賀町笛吹郷 2376-1 小値賀町長 西 浩三	当業務は、北松浦郡小値賀町(離島)にある県道3路線の維持管理業務を委託するものであり、道路の重要性及び安全性から、休日を含め常時管理する必要がある。 このため、小値賀町に常時に在任していることが必要である。加えて当業務は道路管理者としての行政的判断を即時に行う必要があり、状況によっては人的被害等、重大な影響を及ぼすことが懸念される。 このことから、小値賀町で道路管理の経験を持つ唯一の行政機関である当機関が契約相手として特定されるため。	第167条の2 第1項第2号
21	県北振興局	建設部 道路維持第二課	H29.5.1	主要地方道平戸生月線橋梁補修工事 (監督補助業務)	15,593,040	大村市池田2-1311-3 (公財)長崎県建設技術研究 センター 理事長 宮崎 東一	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承認願い等について、設計図書等との照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人が、契約の相手方として特定されるため。	第167条の2 第1項第2号
22	県北振興局	建設部 道路維持第二課	H29.5.1	一般国道204号他3線交通安全施設等 整備工事(監督補助業務)	15,593,040	大村市池田2-1311-3 (公財)長崎県建設技術研究 センター 理事長 宮崎 東一	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承認願い等について、設計図書等との照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人が、契約の相手方として特定されるため。	第167条の2 第1項第2号

平成29年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県北振興局

平成30年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
23	県北振興局	建設部 道路維持第二課	H29.7.28	一般国道204号他1線橋梁補修工事 (監督補助業務委託)	11,232,000	大村市池田2-1311-4 (公財)長崎県建設技術研究センター 理事長 宮崎 東一	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号
24	県北振興局	建設部 砂防防災課	H29.4.3	片平地区地すべり対策工事 (監督補助業務)	19,980,000	大村市池田2-1311-3 (公財)長崎県建設技術研究センター 理事長 宮崎 東一	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号
25	県北振興局	建設部 砂防防災課	H29.4.19	県北振興局土砂災害警戒区域等設定確認業務委託	9,668,160	大村市池田2-1311-4 (公財)長崎県建設技術研究センター 理事長 宮崎 東一	本業務は、土砂災害警戒区域等を設定するため、請負者(民間コンサルタント)が設定した図面を照査し、確認する作業の一部をナークに委託するものである。 本来は県職員が行わなければならない業務であるが、照査箇所数が膨大(今後4年間で約1万箇所)であるため、職員の業務負担軽減を図りたい。 また、本業務は、高度な行政的な判断が求められるため、最も信頼できる相手を選定する必要があるとともに、私権の制限等行使する基礎となるため、統一性、信頼性のもと、公平・中立な立場で確認を行う必要があり、請負者から資金面、人事面で直接影響を受けない委任先であることが、求められる。 よって、公益財団法人長崎県建設技術研究センター(ナーク)を、契約の相手として特定する。	第167条の2 第1項第2号
26	県北振興局	建設部 砂防防災課	H29.7.14	瀬戸越(6)地区急傾斜地崩壊対策工事 (分筆登記業務委託)	1,043,280	長崎市万才町6-34 (公財)長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長 宮脇 成芳	今回委託する業務は、平成28年度に一般競争入札により委託した調査・測量業務の成果をもとに登記に必要な地籍測量図及び調査報告書等を作成し、登記嘱託を行うものである。不動産登記法によると、実際に調査・測量を行った者が、地積測量図の作成者として署名又は記名押印しなければならない、とされている。当該調査・測量業務は、公嘱協会の社員としての立場で当該土地家屋調査士が行ったもので、その責任等は公嘱協会に帰属するものであり、地積測量図の作成等についても、同様に公嘱協会の社員の立場で当該土地家屋調査士に行わせる必要がある。よって、本業務については、昨年度調査・測量を実施した土地家屋調査士が所属する長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に委託するものである。	第167条の2 第1項第2号

平成29年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県北振興局

平成30年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
27	県北振興局	建設部 砂防防災課	H29.8.2	山手(15)地区急傾斜地崩壊対策工事 (分筆登記業務委託)	3,229,200	長崎市万才町6-34 (公財)長崎県公共嘱託登記 土地家屋調査士協会 理事長 宮脇 成芳	今回委託する業務は、平成28年度に一般競争入札により委託した調査・測量業務の成果をもとに登記に必要な地籍測量図及び調査報告書等を作成し、登記嘱託を行うものである。不動産登記法によると、実際に調査・測量を行った者が、地積測量図の作成者として署名又は記名押印しなければならない、とされている。当該調査・測量業務は、公嘱協会の社員としての立場で当該土地家屋調査士が行ったもので、その責任等は公嘱協会に帰属するものであり、地積測量図の作成等についても、同様に公嘱協会の社員の立場で当該土地家屋調査士に行わせる必要がある。よって、本業務については、昨年度調査・測量を実施した土地家屋調査士が所属する長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に委託するものである。	第167条の2 第1項第2号
28	県北振興局	建設部 砂防防災課	H29.8.9	松瀬(2)地区急傾斜地崩壊対策工事 (分筆登記業務委託)	9,889,560	長崎市万才町6-34 (公財)長崎県公共嘱託登記 土地家屋調査士協会 理事長 宮脇 成芳	今回委託する業務は、平成28年度に一般競争入札により委託した調査・測量業務の成果をもとに登記に必要な地籍測量図及び調査報告書等を作成し、登記嘱託を行うものである。不動産登記法によると、実際に調査・測量を行った者が、地積測量図の作成者として署名又は記名押印しなければならない、とされている。当該調査・測量業務は、公嘱協会の社員としての立場で当該土地家屋調査士が行ったもので、その責任等は公嘱協会に帰属するものであり、地積測量図の作成等についても、同様に公嘱協会の社員の立場で当該土地家屋調査士に行わせる必要がある。よって、本業務については、昨年度調査・測量を実施した土地家屋調査士が所属する長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に委託するものである。	第167条の2 第1項第2号
29	県北振興局	建設部 砂防防災課	H29.11.22	黒髪(4)地区急傾斜地崩壊対策工事 (分筆登記業務委託)その2	1,235,520	諫早市永昌東町9-26 石橋事務所 代表者 石橋 孝作	今回委託する業務は、平成28年度に一般競争入札により委託した調査・測量業務の成果をもとに登記に必要な地籍測量図及び調査報告書等を作成し、登記嘱託を行うものである。不動産登記法によると、実際に調査・測量を行った者が、地積測量図の作成者として署名又は記名押印しなければならない、とされている。当該調査・測量業務は、公嘱協会の社員としての立場で当該土地家屋調査士が行ったもので、その責任等は公嘱協会に帰属するものであり、地積測量図の作成等についても、同様に公嘱協会の社員の立場で当該土地家屋調査士に行わせる必要がある。よって、本業務については、昨年度調査・測量を実施した土地家屋調査士が所属する長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に委託するものである。	第167条の2 第1項第2号
30	県北振興局	建設部港湾漁港第 一課	H29.4.3	小値賀地区水産生産基盤外工事(監督 補助業務委託)	7,506,000	長崎市元船町17番1号 一般社団法人水産土木建設 技術研究センター長崎支所 支所長 荒川 敏久	本業務は、工事にかかる監督補助業務を委託するものである。施工地が離島である小値賀町及び佐世保市宇久島ということもあり、航路の利便性及び移動に長時間を要することから、段階確認等を効率的に行うため外部委託するものである。なお、今回の工事については、施工箇所が漁協の荷捌所や海水を取水し、あわび・さざえの蓄養販売する施設に隣接し、工事による水産業への影響に特に配慮する必要があることから、漁港周辺の水域環境や水生生物の生態系に対する影響を極力小さくするための現地での検証を行うなど、高度な水産技術が必要となる。よって、これらの技術を保有し、中立公平性の立場を保ち、かつ、非営利目的で支援できるのは、一般社団法人水産土木建設技術センター以外にないため、当該社団法人と随意契約をおこなうものである。	第167条の2 第1項第2号

平成29年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県北振興局

平成30年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
31	県北振興局	建設部 港湾漁港第一課	H29.4.3	小値賀地区水産生産基盤外工事(積算補助業務委託)	5,832,000	長崎市元船町17番1号 一般社団法人水産土木建設 技術研究センター長崎支所 支所長 荒川 敏久	本業務は、予定価格の算出基礎となる設計の積算業務で、入札参加者等への情報漏洩防止とともに、県の積算システム(データプログラムなど)の情報管理(流出防止)が必要となる。 また、今回の委託積算工事は、漁港工事であり、施工箇所が漁協の荷捌所や海水を取水し、あわび・さざえの蓄養販売する施設に隣接し、工事による水産業への影響に特に注意する必要があることから、十分配慮して実施しなければならない。このため、工事積算においては、周辺の水域環境や水生生物の生態状況を十分に把握し、工事の影響を極力小さくするため水質汚濁防止膜の設置方法を検討するなど豊富な水産知識・技術が必要である。 よって、これらの水産知識を十分に保有し、また守秘義務を遵守し、建設業者より資金面や人事面などで直接的な影響を受けない公正な立場から支援できる唯一の法人であるのは、一般社団法人水産建設技術センター以外にないため、随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項第2号
32	県北振興局	建設部 港湾漁港第一課	H29.6.28	松島港社会改修工事(確認審査)	3,024,000	東京都港区西新橋1-14-2 (一財)沿岸技術研究センター 確認審査所 所長 島田 知明	本業務は港湾法第56条の2の2第3項の確認を港湾法施行規則第28条の3の規定に基づき確認申請を行うものであるが、本業務は港湾法56条の2の3の規定により国土交通大臣の登録を受けたものしか行えない。この登録を受けているのは一般財団法人沿岸技術研究センターしかないので、随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項第2号
33	県北振興局	建設部 港湾漁港第一課	H29.7.31	小値賀地区水産生産基盤外工事(積算業務委託)	11,448,000	長崎市元船町17番1号 一般社団法人水産土木建設 技術研究センター長崎支所 支所長 荒川 敏久	本業務は、予定価格の算出基礎となる設計の積算業務で、入札参加者等への情報漏洩防止とともに、県の積算システム(データプログラムなど)の情報管理(流出防止)が必要となる。 また、今回の委託積算工事は、漁港工事であり、施工箇所が漁協の荷捌所や海水を取水し、あわび・さざえの蓄養販売する施設に隣接し、工事による水産業への影響に特に注意する必要があることから、十分配慮して実施しなければならない。このため、工事積算においては、周辺の水域環境や水生生物の生態状況を十分に把握し、工事の影響を極力小さくするため水質汚濁防止膜の設置方法を検討するなど豊富な水産知識・技術が必要である。 よって、これらの水産知識を十分に保有し、また守秘義務を遵守し、建設業者より資金面や人事面などで直接的な影響を受けない公正な立場から支援できる唯一の法人であるのは、一般社団法人水産建設技術センター以外にないため、随意契約を行なうものである。	第167条の2 第1項第2号
34	県北振興局	建設部 港湾漁港第一課	H29.8.18	小値賀地区水産生産基盤整備工事(監督補助業務委託)	12,042,000	長崎市元船町17-1 一般社団法人 水産土木建設 技術センター 長崎支所 支所長 荒川 敏久	本業務は、工事にかかる監督補助業務を委託するものである。施工地が離島である小値賀町及び佐世保市宇久島ということもあり、航路の利便性及び移動に長時間を要することから、段階確認等を効率的に行うため外部委託するものである。なお、今回の工事については、施工箇所が漁協の荷捌所や海水を取水し、あわび・さざえの蓄養販売する施設に隣接し、工事による水産業への影響に特に配慮する必要があることから、漁港周辺の水域環境や水生生物の生態系に対する影響を極力小さくするための現地での検証を行うなど、高度な水産技術が必要となる。よって、これらの技術を保有し、中立公平性の立場を保ち、かつ、非営利目的で支援できるのは、一般社団法人水産土木建設技術センター以外にないため、当該社団法人と随意契約をおこなうものである。	第167条の2 第1項第2号

平成29年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県北振興局

平成30年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
35	県北振興局	建設部 港湾漁港第一課	H30.3.29	小値賀地区水産生産基盤整備工事(監督補助業務委託)	7,128,000	長崎市元船町17番1号 一般社団法人水産土木建設 技術センター長崎支所 支所長 荒川 敏久	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務は、予定価格の算出基礎となる設計の積算業務で、入札参加者等への情報漏洩防止とともに、県の積算システム(データ・プログラムなど)の情報管理(流出防止)が必要となる。 ・また、今回の委託積算工事は、漁港工事であり、近くの水産業(定置網や養殖イクスなど)への影響を十分配慮して実施しなければならない。このため、工事積算においては、周辺の水域環境や水生生物の生態状況を十分に把握し、工事の影響を極力小さくするため水質汚濁防止膜の設置方法を検討するなど、豊富な水産知識・技術が必要である。 ・よって、これらの水産知識を十分に保有し、また守秘義務を遵守し、建設業者より資金面や人事面などで直接的な影響を受けない公正な立場から支援できる唯一の法人であるのは、一般社団法人水産建設技術センター以外にないため、随意契約を行なうものである。 	第167条の2 第1項第2号
36	県北振興局	建設部 港湾漁港第一課	H30.3.29	小値賀地区水産生産基盤整備工事(積算業務委託)	7,128,000	長崎市元船町17番1号 一般社団法人水産土木建設 技術センター長崎支所 支所長 荒川 敏久	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務は、予定価格の算出基礎となる設計の積算業務で、入札参加者等への情報漏洩防止とともに、県の積算システム(データ・プログラムなど)の情報管理(流出防止)が必要となる。 ・また、今回の委託積算工事は、漁港工事であり、近くの水産業(定置網や養殖イクスなど)への影響を十分配慮して実施しなければならない。このため、工事積算においては、周辺の水域環境や水生生物の生態状況を十分に把握し、工事の影響を極力小さくするため水質汚濁防止膜の設置方法を検討するなど、豊富な水産知識・技術が必要である。 ・よって、これらの水産知識を十分に保有し、また守秘義務を遵守し、建設業者より資金面や人事面などで直接的な影響を受けない公正な立場から支援できる唯一の法人であるのは、一般社団法人水産建設技術センター以外にないため、随意契約を行なうものである。 	第167条の2 第1項第2号
37	県北振興局	建設部 港湾漁港第二課	H29.6.6	松浦港地域自立活性化工事(確認審査)	1,512,000	東京都港区西新橋1-14-2 (一財)沿岸技術研究セン ター 確認審査所 所長 島田 知明	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務は港湾法第56条の2の2第3項の確認を港湾法施行規則第28条の3の規定に基づき確認申請を行うものであるが、本業務は、港湾法56条の2の3の規定により国土交通大臣の登録を受けたものしか行えない。しかし、この登録を受けているのは一般財団法人沿岸技術研究センターしかいないため、随意契約を行うものである。 	第167条の2 第1項第2号
38	県北振興局	建設部 港湾漁港第二課	H30.3.29	星鹿地区水産生産基盤整備工事外(積算補助業務委託 その1)	8,964,000	長崎市元船町17番1号 一般社団法人水産土木建設 技術センター長崎支所 支所長 荒川 敏久	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務は、予定価格の算出基礎となる設計の積算業務で、入札参加者等への情報漏洩防止とともに、県の積算システム(データ・プログラムなど)の情報管理(流出防止)が必要となる。 ・また、今回の委託積算工事は、漁港工事であり、近くの水産業(定置網や養殖イクスなど)への影響を十分配慮して実施しなければならない。このため、工事積算においては、周辺の水域環境や水生生物の生態状況を十分に把握し、工事の影響を極力小さくするため水質汚濁防止膜の設置方法を検討するなど、豊富な水産知識・技術が必要である。 ・よって、これらの水産知識を十分に保有し、また守秘義務を遵守し、建設業者より資金面や人事面などで直接的な影響を受けない公正な立場から支援できる唯一の法人であるのは、一般社団法人水産建設技術センター以外にないため、随意契約を行なうものである。 	第167条の2 第1項第2号

平成29年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県北振興局

平成30年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
39	県北振興局	建設部 田平土木維持管理 事務所	H29.9.5	西九州線御厨・西木場42K300m付近 歩道拡幅工事	4,947,264	佐世保市白南風町1番10号 松浦鉄道株式会社 代表取締役 藤井 隆	一般国道204号(大崎工区)は、松浦鉄道に隣接する歩道整備計画である。 鉄道に隣接する工事の構造、施工方法、軌道経営者に委託する工事の範囲については、建設工事公衆災害防止対策要綱において、「起業者は、鉄道敷に近接した場所で土木工事を施工する場合においては、鉄道経営者に委託する工事の範囲を協議し、これを成立させなければならない。」とある。これに基づく松浦鉄道との協議の結果、鉄道の運転、保安の確実な実行のため、鉄道事業者が工事することとなったことから、今回、歩道部の工事を随意契約するものである。	第167条の2 第1項第2号
40	県北振興局	建設部 田平土木維持管理 事務所	H29.4.25	一般県道田ノ浦平戸港線道路災害防除 工事(監督補助業務委託)	15,552,000	大村市池田2-1311-3 (公財)長崎県建設技術研究 センター 理事長 宮崎 東一	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号
41	県北振興局	建設部 田平土木維持管理 事務所	H30.3.30	川内海海岸休憩所等管理業務委託	1,656,000	平戸市岩の上町1508-3 平戸市長 黒田 成彦	港湾緑地等については、その管理を市町が行うことを前提として整備しており、基本的には市町の責任において管理されるべきものであるが、各港湾緑地のより適正な管理を推進するため、「港湾緑地の管理委託について」(平成9年7月10日付9港第81号)通知により、県が平戸市の管理経費と同等額を管理委託料として負担するものである。	第167条の2 第1項第2号
42	県北振興局	建設部 田平土木維持管理 事務所	H30.3.30	松浦港、調川港及び福島港港湾緑地管理 業務委託	4,225,680	松浦市志佐町里免365 松浦市長 友広 郁洋	港湾緑地等については、その管理を市町が行うことを前提として整備しており、基本的には市町の責任において管理されるべきものであるが、各港湾緑地のより適正な管理を推進するため、「港湾緑地の管理委託について」(平成9年7月10日付9港第82号)通知により、県が松浦市の管理経費と同等額を管理委託料として負担するものである。	第167条の2 第1項第2号
43	県北振興局	建設部 田平土木維持管理 事務所	H30.3.30	館浦漁港、生月漁港、大根坂漁港緑地 等管理業務委託	1,876,320	平戸市岩の上町1508-3 平戸市長 黒田 成彦	港湾緑地等については、その管理を市町が行うことを前提として整備しており、基本的には市町の責任において管理されるべきものであるが、各港湾緑地のより適正な管理を推進するため、「港湾緑地の管理委託について」(平成9年7月10日付9港第82号)通知により、県が平戸市の管理経費と同等額を管理委託料として負担するものである。	第167条の2 第1項第2号
44	県北振興局	建設部 大瀬戸土木維持管理 事務所	H29.7.28	平成29年度国県道路緑地(大瀬戸地区) 維持管理委託	2,248,205	西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷 920-12 (公社)西海市シルバー人材 センター 理事長 橋口 壽美夫	当業務は、常に良好な道路景観を維持することが目的のため地域に密着し、地域に精通した者に依頼する必要がある。 県では、高齢者の雇用の安定を図るため、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」及び同法律第41第2項に規定するシルバー人材センターの積極的な活用について、「シルバー人材センターの活用について(お願い)」(H28年9月9日28雇第270号)通知により推進しており、この方針に測ったもの。 シルバー人材センターは、管内に一者しか存在しないため、(公社)西海市シルバー人材センターと随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項第2号